

サービス統計整備研究会（第1回）議事概要

- 1 日時 平成19年11月8日（木） 10：00～12：00
- 2 場所 中央合同庁舎2号館10階 共用1001会議室
- 3 出席者
構成員：（学識経験者）廣松毅座長、引頭麻実委員、川本裕子委員、西郷浩委員
（関係府省）二上唯夫委員（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長）、
清水誠委員（総務省統計局統計調査部経済統計課長）、山根一久委員（経
済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室長）
総務省：貝沼政策統括官、犬伏統計審査官
- 4 議題
 - (1) 会議の開催について
 - (2) 研究会における検討事項について
 - (3) サービス産業動向調査（仮称）及び特定サービス産業動態統計調査の概要
 - (4) サービス統計の整備に関するフリートーク（動態統計を中心として）
 - (5) その他
- 5 配布資料
 - (1) 「サービス統計整備研究会」の開催について（案）
 - (2) 研究会における検討事項について（案）
 - (3) サービス産業動向調査（仮称）について
 - (4) 特定サービス産業動態統計調査について
 - （参考）サービス統計整備に関する累次の閣議決定等
- 6 議事の概要
 - (1) 研究会開催に当たり、貝沼政策統括官から挨拶があり、その後、各委員から自己紹介が行われた。
 - (2) 事務局から、資料1に基づき、会議の趣旨、進め方等について説明が行われた。
 - (3) 事務局から、資料2に基づき、サービス統計の整備に係るこれまでの経緯及び研究会における検討事項について説明が行われた。
 - (4) 清水委員から、資料3に基づき、サービス産業動向調査（仮称）の計画について、また、山根委員から、資料4に基づき、特定サービス産業動態統計調査の計画について説明があり、説明内容の確認などで若干の質疑が行われた。
 - (5) 以上の説明を踏まえ、今回の調査計画に関する考え方や、サービス産業に関する動態統計の在り方等について、意見交換が行われた。
各委員からの主な意見等は以下のとおり。

【総論】

資料2 - 1は、各調査の対象となる産業が記載されているが、どこに漏れや重複が存在するのか、調査項目の単位まで示した資料を作成してほしい。

サービス統計の整備を考える上で、サービス分野の各産業のGDPに占めるパーセンテージを考慮に入れる必要がある。

総務省統計局と経済産業省がそれぞれ研究会等を立ち上げているが、本研究会との関係はどのようになっているのか。

【サービス産業動向調査（仮称）及び特定サービス産業動態統計調査について】

両調査の調整に関して、何が問題となっているのか、明確に分かるような資料を提示してほしい。

サービス産業の把握については、SNAでの必要性というだけでなく、政策立案の観点からも必要性を考える必要がある。広く浅く行う調査だけでなく、特定の産業について固有の事項を把握する調査も必要である。

特定サービス産業動態統計調査の新たな調査計画では、「エンジニアリング業」を調査対象から除外したようだが、特定分野についての調査も必要ではないか。

サービス産業動向調査（仮称）では、事業所単位で調査を行うため、特定サービス産業動態統計調査からデータ提供を受ける際には、調査対象となる個々の事業所ごとの売上高と従業者数を提供してほしいと考えている。

特定サービス産業動態統計調査では、事業所を抽出するが、企業名寄せを行い、企業に調査票を送付する。一社複数事業所の場合、売上高、従業者数は、複数事業所の合計となる。傘下事業所の売上、従業者数を個々の事業所単位で毎月把握することは、調査実施者のリソースが不足しており、困難である。

大きな企業だと、例えば、一社に「学習塾」を営む事業所と「物品賃貸業」を営む事業所が共に含まれるといったことがあるが、特定サービス産業動態統計調査では、このような企業の本社に対し、「学習塾」と「物品賃貸業」の調査票が送付されることになる。その場合、サービス産業動向調査（仮称）の調査票が一枚本社事業所分として送付されたとして、どれほどの報告者負担の増があるのか。両調査の重複調整を行うことで、相当程度の恩恵はあるのか。具体的な数字を示してほしい。

- (6) 意見交換の結果、サービス産業分野における各統計調査の調査項目、調査実施者間の考え方の相違点については、次回の研究会でさらに検討が必要であるため、調査実施者と事務局との間で検討の上、資料等を準備することとされた。
- (7) 座長から、次回以降、審議を効率的に行うため、委員からの質問、意見等は、あらかじめメモ等により事務局に連絡を行い、事務局がこれらを取りまとめた上で次回の研究会等に資料として提出することとされた。
- (8) 次回は平成19年12月上旬に開催予定。

<文責：総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室
（速報のため、今後、修正の可能性あり）>